

古賀市告示第 1 1 1 号

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 1 日

古賀市長 田 辺 一 城

古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、燃料費の高騰による運送事業を営む中小企業者の経営に及ぼす影響を緩和し、事業の維持改善を図るため、古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、古賀市補助金交付規則（平成 3 1 年規則第 8 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業 次のいずれかに該当する事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 2 条第 1 項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

エ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。）

(2) 運送事業者 市内で道路運送事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）をいう。

（交付対象者）

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社、支社、営業所等を有する運送事業者で次の各号のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和4年5月31日時点で道路運送事業に必要な許可等を有する者
- (2) 交付申請後においても、市内で道路運送事業を継続する意思を有する者
- (3) 市税に滞納のない者

（交付対象車両）

第4条 支援金の交付対象とする車両（以下「交付対象車両」という。）は、交付対象者が営む道路運送事業の用に供するため、令和4年5月31日時点で所有又は自動車リース事業者とのリース契約に基づき借用する車両とする。

（交付対象事業）

第5条 支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、交付対象者が道路運送事業に要した燃料の購入とする。

（交付対象経費）

第6条 支援金の交付対象となる経費は、令和3年10月から令和4年7月までの10か月間のうち任意の最大4か月において、交付対象者が交付対象車両の運行のために要したガソリン、軽油、液化石油ガスその他自動車運行に必要な燃料（以下「交付対象燃料」という。）の購入費とする。

(支援金額)

第7条 支援金額は、交付対象燃料1リットル（1リットル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）当たり10円を乗じた額とし、予算の範囲内において市長が定める。ただし、車両総重量3.5トン以上の交付対象車両については1月1台当たり15,000円を上限とし、車両総重量3.5トン未満の交付対象車両については1月1台当たり5,000円を上限とする。

(交付申請等)

第8条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、交付対象事業が完了したときは、古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付申請書兼実績報告書（様式1号）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が規定する期日までに市長に申請、交付対象事業の実績の報告（以下「交付申請等」という。）をしなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付申請等に係る交付対象事業の内容及び成果が適正であるかどうかを調査し、支援金の交付の可否を決定し、交付決定をした場合は、交付すべき支援金の額を確定し、古賀市燃料費高騰対策運送事業者等支援金交付（不交付）決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に当たり、市長が必要と認めるときは公的機関に対し照会をかけることができるものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

(効力)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

3 この告示の失効前にした行為については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。